

環境局広報啓発強化業務委託 企画提案競技公募要項

1. 件名

環境局広報啓発強化業務委託

2. 目的

近年、地球温暖化による気候変動や生物多様性の損失など、地球環境を取り巻く現状は世界規模で急速に深刻化している。その影響は、かつてない猛暑や豪雨・水害、渇水などの形で人々の生活に直接的な影響を及ぼしており、これらの問題は喫緊の対応を要する状況にある。

福岡市においても、地球温暖化対策や資源循環の推進、生物多様性の保全等多岐にわたる施策を実施しているが、これらの課題の解決には市民一人一人の行動の変容が不可欠である。

この課題に対応するため、特に環境保全等について行動変容の後押しとなるようなアプローチを強化し、SNS・ショート動画などの多様な媒体や手法を活用した戦略的な情報発信を行うことで、環境に優しい行動への変容を促進していく。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4. 提案限度価格

13,915 千円(消費税及び地方消費税額を含む。)

提案金額が提案上限金額を超える場合は失格とする。

5. 業務内容及び提案内容

別添の仕様書のとおり

6. スケジュール

募集開始	令和 7 年 8 月 22 日(金)
質問書提出締切	令和 7 年 9 月 1 日(月) [17時必着]
質問に対する回答	令和 7 年 9 月 4 日(木) [予定]
参加申込書提出締切	令和 7 年 9 月 8 日(月) [17時必着]
企画提案書等提出締切	令和 7 年 9 月 12 日(金) [17時必着]
提案競技評価委員会	令和 7 年 9 月 17 日(水)[予定]
最優秀提案者決定	令和 7 年 9 月 18 日(木)以降

7. 質疑

提案を行うにあたり、疑義が生じた場合は、質問書(様式1)に記載のうえ、令和7年9月1日(月)17時までに、電子メール又はFAXにて提出すること。なお、未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡すること。

※「質問書」以外による質問、及び受付期間外の提出は認めない。

質問に対する回答は、令和7年9月4日(木)頃、福岡市ホームページに掲載する。

8. 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下、「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加することはできない。なお、ジョイントベンチャー(JV)として参加する場合は、全ての構成員が参加資格を有する必要がある。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下、「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※措置要領が掲載されているホームページアドレス
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html
- (3) この提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 共同企業体による共同提案の場合は、構成員それぞれが(1)から(6)をすべて満たし、本提案競技への単独または他の提案事業者との共同提案を行っていないこと。なお、応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は認められない。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

9. 提案競技参加申込

この提案競技に参加する事業者は、応募資格確認及び提案競技評価委員会(以下、「評価委員会」という。)の時間・場所を設定するため、次のとおり参加申込を行うこと。

(1) 提出期限

令和7年9月8日(月)17時必着

(2) 提出方法

「直接持ち込み」または「郵送(当日必着)」すること

※「直接持ち込み」による場合の受付時間は、平日の10時～17時(12時から13時は除く)

とする。

※「郵送」による場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

(3)送付・持参先

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号(市役所 13 階)

福岡市環境局環境政策部環境政策課(担当:猿渡、日野)

(4)提出書類(各 1 部)

以下の書類のうち、②から⑤については、提出日前 3 か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案競技の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②から⑤の提出を免除する。

①提案競技参加申込書(様式 2-1)

②登記事項証明書 ※法人の場合

ア. 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

③身分証明書及び登記されていないことの証明書 ※個人の場合

ア. 本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。

※身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことの証明

イ. 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。

※登記されていないことの証明とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がなされていないことの証明

ウ. 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要。

④市町村税を滞納していないことの証明書

ア. 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

イ. 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤消費税及び地方消費税に係る徴収金に滞納が無いことの証明

ア. 本社所在地の所管の税務署発行の証明書を提出すること。

イ. 証明書の種類は「納税証明書(その 3)」を選択すること(その 3 の 2、その 3 の 3 でも可)。

⑥委任状(様式 2-2)

ア. この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長や営業所長等)に行わせる場合は、様式 2-2 により委任状を作成し提出すること。

⑦誓約書(様式 2-3)

ア. 様式 2-3 に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入すること。

⑧役員名簿(様式 2-4)

ア. 様式 2-4 に、代表者及び役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人を含む。)の氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

※この情報は、本市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会するために使用

※役員とは、株式会社・有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人・協同組合・協業組合の理事をさす(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

ア. 法人の場合は、直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

イ. 個人の場合は、様式 2-5 をもとに作成のうえ提出すること。

(5)特記事項

JVとして参加する場合は、代表事業者を決定するとともに、②から⑨を全ての構成員が提出すること。

10.企画提案書等の提出

この提案競技に参加する事業者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1)提出期限

令和 7 年 9 月 12 日(金)17時必着

※期限を過ぎた後の提案書の再提出や追加資料の提出は一切受け付けない。

(2)提出方法

全て PDF データとし、電子メールで提出

※提出後、データが届いたかどうかを確認するため、提出先まで必ず電話連絡すること。

※データ量の関係等で電子メールにて送信できない場合は、電話連絡すること。

(3)提出先

福岡市環境局環境政策部環境政策課(担当:猿渡、日野)

電話:092-733-5381

E-mail:k-seisaku.EB@city.fukuoka.lg.jp

※件名は「【〇〇〇(事業者名)】環境局広報啓発強化等業務委託提案書提出」とすること

(4)提出書類

①企画提案書(様式任意、A4 サイズ横、10 枚以内〔表紙を除く〕)

②見積書(様式任意)

※①②とも、参加事業者名が分からないようにしたうえで、本市から提示した各事業者の識別記号を記載すること。

(5)参加の辞退

提案競技参加申込書等を提出した後で、参加を辞退される場合は、令和7年9月8日(月)17時までに辞退届(様式 3)を郵送(必着)又は持参すること。

11. 審査(プレゼンテーション)

プレゼンテーション等を次のとおり実施する。この提案競技に参加する事業者は、必ず出席(オンラインでの出席も可)すること。出席されない場合は失格とする。

なお、プレゼンテーションは提案が採用された場合に、当該事業を主に担当する者が行うこと。

(1)実施日

令和 7 年 9 月 17 日(水)(予定) ※正式な日時は、別途事業者ごとに通知

(2)場所

福岡市役所内会議室(予定) ※場所は、別途事業者ごとに通知

(3)特記事項

ア. プレゼンテーション及びヒアリング時間は 30 分以内とする(プレゼンテーション 20 分・ヒアリング 10 分)。

イ. 出席者は、1 事業者又は 1JV あたり 3 名以内とする。

ウ. プレゼンテーションは、提出された企画提案書等をもとに実施すること(追加提案は認めな

い)。

エ. プレゼンテーションにおいて、企画提案書等に記載された内容を説明するために、提案内容を超えない範囲で別途パワーポイントや模型等を使用することは可能(ただし、それらの製作費用は事業者負担とする。)

12. 評価及び最優秀提案者の決定

資料 3「評価表」に示す評価項目について、提案内容がどの程度優れているか評価委員会で評価を行い、最も得点の高い提案者を最優秀提案者として契約相手候補とする。

結果については、速やかに全ての提案事業者へ通知するとともに、最優秀提案事業者については、福岡市ホームページにおいて公表する。

13. 契約

- (1) 最優秀提案者を決定後、速やかに契約に関する協議を行い、業務委託契約を締結する。
- (2) 上記(1)の契約締結に至らなかった場合は、次点の事業者と契約に関する協議を行い、業務委託契約を締結することがある。
- (3) 参加する事業者が1社だけの場合は、評価委員会委員の合計点数が最低基準点 60 点(全体の 60%)以上になったとき、その参加者を契約相手候補とする。
- (4) 契約にあたって、選定事業者は、原則として、契約日までに契約保証金(契約金額の 10%以上)を福岡市に納付していただく。(場合によっては、免除となる場合もある)

14. 提出書類の取扱い

- (1) 提出期限後の書類の差し替え、修正・追加等を認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (2) 提出された書類は、業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (3) 提出された書類は一切返却しない。なお、提出された書類は、契約に至った場合に活用するほか、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用しない。

15. 失格要件

この要項の条件を満たさない提案を行った場合や提出書類に虚偽の内容があった場合、選考委員等に対する不正な行為が認められた場合は、失格とすることがある。

16. 書類提出先

福岡市環境局環境政策部環境政策課(担当:猿渡、日野)
住所:〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1(福岡市役所 13 階)
電話:092-733-5381 FAX:092-733-5592
E-mail:k-seisaku.EB@city.fukuoka.lg.jp

17. 委託における著作権等の権利の取り扱い

- (1) この委託で制作された物(以下「制作物」という。)に係る複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権及び翻案権は、福岡市に帰属するものとする。
- (2) 福岡市は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者または受託者以外の事業者へ委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (3) 福岡市は、制作物を他の広報用に使用できるものとする。また、福岡市が認める場合には、受託者は、第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。

(4)上記の場合において、受託者以外の著作物の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。

(5)著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとする。

18. その他特記事項

(1)この提案競技にかかる一切の費用は、参加者が負担するものとする。

(2)企画提案書の内容は、契約締結した後に提案者が責任を持って履行できる内容とすること。

(3)採用された提案は、福岡市と協議の上、内容の変更を求めることがある。

(4)評価結果に関する質問には一切回答しない。

(5)この委託業務の全部を第三者に再委託することを禁止する。ただし、この業務を効率的に行ううえで、必要と思われる業務については、発注者の承認を得たうえで、この業務の一部を委託することができる。

(6)この資料(添付資料を含む)は、提案競技に参加するためのみ使用できるものとし、他の目的のために使用することを禁止する。

19. 様式

様式 1	質問書
様式 2-1	提案競技参加申込書
様式 2-2	委任状
様式 2-3	誓約書
様式 2-4	役員名簿
様式 2-5	個人財務諸表
様式 3	辞退届

以上